

(証券コード 8327)
平成24年6月6日

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号

株式会社 **西日本シティ銀行**

取締役頭取 久保田 勇 夫

第102期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第102期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、平成24年6月27日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日（木曜日） 午前10時
2. 場 所 福岡市博多区博多駅前一丁目3番6号
当行本店別館3階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第102期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
2. 第102期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役13名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 郵送（書面）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成24年6月27日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) 電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合

① インターネットにより、当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-kosi.jp>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、66頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

② インターネットによる議決権の行使は平成24年6月27日（水曜日）午後5時までに行使くださいますようお願い申し上げます。

③ 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

④ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

◎ 当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当行ホームページ (<http://www.ncbank.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

第102期 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

【主要な事業内容】

当行は、本店及び支店・出張所において、預金業務、貸出業務のほか、為替業務、有価証券投資業務、投資信託・保険商品の窓口販売業務などを通じ、地域のお客さまに多様な金融商品・サービスを提供しております。

【金融経済環境】

当期のわが国経済は、東日本大震災や原発問題などの影響を大きく受けたものの、サプライチェーンの復旧に伴う企業の生産活動の回復や各種の政策効果などにより、持ち直しの動きが見られました。しかし、欧州の財政危機を背景とした世界経済の減速懸念や急速な円高の影響、タイの洪水被害による企業業績の悪化懸念などから、持ち直しの動きは緩やかなものとなり、先行き不透明な状況が今なお続いております。

このような状況のなか、日経平均株価は、震災後の8千円台半ばから一時的に1万円台を回復しましたが、欧州の財政危機や急速な円高の進行などにより年度半ばから低調に推移しました。その後、欧州の財政危機が遠のいたことや円高が是正されたことなどを背景に、期末には再び1万円台を回復しました。長期金利は、欧州の財政危機を受けた日本国債への資金流入などにより概ね低下基調で推移しました。為替相場は、欧州の財政危機などを背景に円高が進み、10月には対米ドルで75円32銭と戦後最高値を更新しましたが、貿易収支の悪化や日銀による追加の金融緩和政策などを背景として円高の進行に歯止めがかかり、期末は82円台となりました。

当行の地元、九州の経済は、震災後の機能分散の観点から各種生産拠点としての役割が高まるなかで、米国や新興国向けの堅調な輸出などが下支えとなり、底堅く推移しました。特に、福岡県においては、九州新幹線鹿児島ルート全線開通や全国最大級の駅内商業施設「JR博多シティ」開業の効果が表れております。

【事業の経過及び成果】

このような環境のなか、当行は、グループ一体となって専門性と利便性の高いサービスの提供に努めてまいりました。

個人のお客さまとのお取引につきましては、お客さまの資産運用ニーズに的確にお応えするため、預金、債券、投資信託、個人年金保険まで含めたポートフォリオを商品・通貨・投資対象国などの切り口で分析し、また、新規投資又は解約によってポートフォリオを入れ替えた際のリスク・リターンの変動をシミュレーションするなど、お客さまの投資判断に資するシステムを九州の地銀で初めて導入いたしました。また、主に地元の個人のお客さまの資産運用ニーズにお応えするため、当行初となる個人向け劣後債を発行し、子会社、西日本シティTT証券株式会社で販売いたしました。銀行が発行する劣後債の全額をグループ内の証券会社が販売したのは、全国の地銀で初めてであります。さらに、お客さまのライフプランに応じて、専門スタッフが多数の保険会社の商品の中から最適な商品をご提案する「NCBほけんプラザ・笹丘」を開設いたしました。これにより「NCBほけんプラザ」は3拠点となり、休日にも営業する保険相談の専門窓口としてお客さまに大変ご好評いただいております。加えて、土日もローンのご相談をお受けする「NCBローンプラザ・美しが丘」「NCBローンプラザ・古賀」を開設したことにより、当行の土日営業のチャネルは33拠点に拡大いたしました。

法人・個人事業者のお客さまとのお取引につきましては、海外ビジネスの拡大をサポートするため、国際協力銀行と連携した「ツー・ス

トップ・ローン」に全国の地銀で初めて取り組んだほか、九州地銀初となるインターネットによる為替予約サービスを開始いたしました。特に、成長著しいアジアとのビジネスにおいては、韓国の大手銀行との連携による韓国ウォン建送金の取扱い開始、中国ビジネスに関するセミナーやお客さまと中国・韓国企業との商談会の開催など、サービスの充実を図りました。また、医療専門の担当者の増員や保健医療経営大学との共催による全8回シリーズの医療セミナーの開催などにより医療機関経営を多面的に支援したほか、企業ブランド構築・事業承継・サプライチェーンマネジメント・農業参入などに関するセミナーや、九州の金融機関との共催による「JR博多シティ」入居企業との商談会の開催など、様々な分野でお客さまの経営をサポートいたしました。

店舗につきましては、南小倉支店、篠栗支店、徳力支店を建替えオープンいたしました。これらの店舗はすべて、お客さまが利用しやすいユニバーサルデザイン（エレベーター、段差のない出入口、多目的トイレ、座ったまま利用できる記帳台など）を取り入れるとともに、環境配慮機能（太陽光発電システム、エコガラス、LED照明、省エネ空調など）を備えております。

さらに、地域への知的貢献を地域金融機関の重要な役割と位置付けている当行は、次世代を担う地元の青少年の教育支援活動を積極的に実施いたしました。当期は、金融現場の実践的知識を伝授する「実践仕事塾～金融スペシャリスト育成講座～」(大学生を対象)、楽しみながら金融知力を身につける「エコノミクス甲子園九州大会」(高校生を対象)、楽しみながらお金を学ぶ「キッズ・サマー・キャンプ～お金のがっこう～」(小学生を対象)などを開催いたしました。

このような取組みにより、当期の業績につきましては、次のとおりとなりました。

(預金・譲渡性預金)

預金・譲渡性預金につきましては、積極的な預金吸収に努めました結果、個人預金を中心に、前期比355億円増加し、6兆4,615億円となりました。

(貸 出 金)

貸出金につきましては、地域のお客さまに対する安定的な資金供給に積極的に取り組みました結果、前期比1,614億円増加し、5兆1,779億円となりました。

(有 価 証 券)

有価証券につきましては、前期比420億円増加し、1兆7,282億円となりました。

(損 益 状 況)

経常収益は、前期比5億68百万円減少し、1,504億41百万円となりました。一方、経常費用は、有価証券関係費用の減少や経費の削減などにより前期比96億29百万円減少し、1,125億43百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比90億61百万円増加し、378億97百万円となり、当期純利益は前期比354億94百万円減少し、170億92百万円となりました。

また、当行グループの連結経常収益は1,644億68百万円、連結経常費用は1,224億54百万円となりました。この結果、連結経常利益は420億13百万円、連結当期純利益は179億72百万円となりました。

【対処すべき課題】

当行は、不透明感、不確実性が高まる我が国の経済情勢に鑑みた場合、5年、10年先を見据えた経営戦略が重要であると認識しております。

このような認識の下、「中長期的な視点に立ち、当面は“いかなる環境をも乗り越え、国際化時代にも対応できる強靱な経営基盤の構築”に取り組むべき時期である。」との考え方に立って策定した中期経営計画「New Stage 2011～元気よく～」(計画期間2011年4月～2014年3月)を、当期からスタートさせております。

この中期経営計画では、目指す銀行像を「国内トップレベルのサービスを地元で提供し、お客さまとともに栄える九州No.1バンク」とした上で、お客さまのライフステージから生じるさまざまなニーズに対しお客さま目線に立った総合金融サービスを提供すると同時に、徹底したコスト削減に取り組むことによって、経営効率をさらに高めることとしております。

今後とも、「地域の活性化なくして地銀の将来なし」との認識の下、全役職員が元気よくこの計画を実行し、地域経済の発展のために邁進してまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
預 金	59,433	61,308	62,532	63,140
定期性預金	29,056	30,024	29,654	28,351
その他の	30,376	31,283	32,877	34,788
社 債	820	920	783	883
貸 出 金	48,494	49,315	50,164	51,779
個人向け	12,923	13,469	14,210	15,070
中小企業向け	26,698	26,173	25,323	24,935
その他の	8,872	9,672	10,630	11,773
特定取引資産 (トレーディング資産)	14	8	32	12
特定取引負債 (トレーディング負債)	—	—	—	—
有 価 証 券	15,663	16,425	16,861	17,282
国 債	4,754	5,386	6,065	6,376
その他の	10,908	11,039	10,796	10,905
総 資 産	68,866	70,484	71,591	73,972
内 国 為 替 取 扱 高	567,772	479,731	492,982	491,752
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 2,617	百万ドル 2,832	百万ドル 3,518	百万ドル 4,083
経 常 利 益	百万円 10,377	百万円 32,873	百万円 28,836	百万円 37,897
当 期 純 利 益	百万円 8,682	百万円 20,345	百万円 52,587	百万円 17,092
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 10 38	円 銭 25 05	円 銭 65 98	円 銭 21 49
信 託 財 産	16	12	12	—
信 託 報 酬	百万円 10	百万円 8	百万円 6	百万円 9

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
連 結 経 常 収 益	1,790	1,708	1,651	1,644
連 結 経 常 利 益	178	362	305	420
連 結 当 期 純 利 益	146	218	533	179
連 結 包 括 利 益	—	—	541	298
連 結 純 資 産 額	2,897	3,366	3,514	3,735
連 結 総 資 産	72,083	72,878	74,017	76,709

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	3,507人	3,628人
平 均 年 齢	39年 1月	38年 9月
平 均 勤 続 年 数	16年 6月	16年 0月
平 均 給 与 月 額	400千円	399千円

- (注) 1. 使用人数は、臨時雇員及び嘱託を除く就業人員ベースで記載しております。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
福 岡 県	176	(26)	178	(26)
佐 賀 県	4	(-)	4	(-)
長 崎 県	4	(-)	4	(-)
熊 本 県	2	(-)	2	(-)
大 分 県	5	(-)	5	(-)
宮 崎 県	6	(-)	6	(-)
鹿 児 島 県	1	(-)	1	(-)
山 口 県	2	(-)	2	(-)
広 島 県	2	(-)	2	(-)
愛 媛 県	1	(-)	1	(-)
岡 山 県	1	(-)	1	(-)
大 阪 府	1	(-)	1	(-)
東 京 都	1	(-)	1	(-)
合 計	206	(26)	208	(26)

- (注) 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を3か所（前年度末3か所）、店舗外現金自動設備を321か所（前年度末335か所）、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による店舗外現金自動設備を9,078か所（前年度末8,585か所）、株式会社ファミリーマート、株式会社三井住友銀行及びJR九州リテール株式会社との提携による店舗外現金自動設備を70か所（前年度末67か所）、それぞれ設置しております。

- 当年度新設営業所
該当ありません。

- ハ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	7,790
---------	-------

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産及び無形固定資産にかかる投資の総額を記載しております。

重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェアの取得	4,160
徳力支店の建替え	356
南小倉支店の建替え	347
篠栗支店の建替え	325
若松支店の建替え	164
店舗用土地の購入	98

- (注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

- イ 親会社の状況
該当ありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社長崎銀行	長崎市栄町 3番14号	銀行業	昭和16年 8月1日	百万円 4,121	% 84.81	
NCBビジネス サービス株式会社	福岡市早良区 百道浜一丁目 7番6号	事務受託業	昭和56年 9月5日	百万円 20	% 100.00	
NCBオフィス サービス株式会社	福岡市博多区 博多駅前三丁目 1番1号	事務受託業・職業 紹介業	昭和63年 4月5日	百万円 20	% 100.00	
NCBモーゲージ サービス株式会社	福岡市博多区 博多駅前一丁目 3番6号	担保不動産調査・ 評価業	平成6年 10月3日	百万円 50	% 100.00	
Nishi-Nippon City Preferred Capital(Cayman) Limited	P.O.Box 309, Ugland House Grand Cayman KY1-1104 Cayman Islands	投融資業	平成19年 6月8日	百万円 18,000	% 100.00	
九州カード株式会社	福岡市博多区 博多駅前四丁目 3番18号	クレジットカード 業、信用保証業	昭和55年 7月3日	百万円 100	% 74.75	
株式会社NCB リサーチ&コンサル ティング	福岡市博多区 下川端町 2番1号	調査研究業・経営 相談業	昭和61年 12月5日	百万円 20	% 40.00	
九州債権回収 株式会社	福岡市博多区 博多駅前二丁目 5番19号	債権管理回収業	平成13年 2月15日	百万円 500	% 50.00	
西日本シティTT 証券株式会社	福岡市博多区 博多駅前一丁目 3番6号	金融商品取引業	平成21年 9月30日	百万円 1,575	% 60.00	
西日本信用保証 株式会社	福岡市博多区 博多駅前三丁目 1番1号	信用保証業	昭和59年 4月24日	百万円 50	% 49.00	
株式会社エヌ・ティ・ ティ・データNCB	福岡市博多区 博多駅前一丁目 17番21号	情報システムサー ビス業	昭和60年 1月26日	百万円 50	% 30.00	

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. NCBターンアラウンド株式会社及びNishi-Nippon Finance (Cayman) Limitedは、当事業年度中に清算結了いたしました。
4. NCBオフィスサービス株式会社及びNCBモーゲージサービス株式会社は、平成24年3月30日の株主総会において解散を決議し、現在清算手続き中であります。
5. 当行の連結される子会社等は、上記11社であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
5. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社ファミリーマート、株式会社三井住友銀行及びJ R九州リテール株式会社との提携により、共同設置現金自動設備による現金自動引出し等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(平成23年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
本 田 正 寛	取 締 役 会 長 (代 表 取 締 役)	福岡商工会議所 副会頭	
久保田 勇 夫	取 締 役 頭 取 役 (代 表 取 締 役)	福岡経済同友会 副代表幹事	
樋 口 和 繁	取 締 役 副 頭 取 役 (代 表 取 締 役) 北九州・山口代表、 営業企画部・営業推進部・ ローン業務部・リテール営業部・ グループ統括部担当		
磯 山 誠 二	取 締 役 専 務 執 行 役 員 (代 表 取 締 役) 地 区 本 部 統 括、 福岡地区本部長、総務部・ 公務金融法人部担当		
光 富 彰	取 締 役 専 務 執 行 役 員 (代 表 取 締 役) 総 合 企 画 部 ・ 国 際 部 ・ 資 金 証 券 部 担 当		
谷 川 浩 道	取 締 役 専 務 執 行 役 員 監 査 部 ・ 経 営 管 理 部 ・ 特 命 担 当		
浦 山 茂	取 締 役 専 務 執 行 役 員 審 査 統 括 部 ・ 審 査 部 ・ 法 人 ソ リ ュ ー シ ョ ン 部 担 当		
岡 村 定 正	取 締 役 常 務 執 行 役 員 東 京 本 部 長 兼 東 京 支 店 長、 市 場 証 券 部 担 当		
高 田 聖 大	取 締 役 常 務 執 行 役 員 広 報 文 化 部 ・ 秘 書 部 ・ 人 事 部 担 当		
川 本 惣 一	取 締 役 常 務 執 行 役 員 北 九 州 総 本 部 長		
石 田 保 之	取 締 役 常 務 執 行 役 員 九 州 地 区 本 部 長、 事 務 統 括 部 ・ I T 戦 略 部 担 当		
入 江 浩 幸	取 締 役 常 務 執 行 役 員 福 岡 地 区 本 部 副 本 部 長 兼 本 店 営 業 部 長 兼 福 岡 支 店 長		

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職	その他
日 名 子 泰 通	取 締 役 (社 外)	九州電力株式会社 代表取締役副社長	
小 澤 良 一	監 査 役 (常 勤)		
川 上 知 昭	監 査 役 (常 勤)		
阪 田 雅 裕	監 査 役 (社 外)	弁護士	
田 中 優 次	監 査 役 (社 外)	西部瓦斯株式会社 代表取締役社長 社長執行役員	西部瓦斯株式会社において 経理部長、経理部担当役員 等を歴任しており、財務及び 会計に関する相当程度の 知見を有しております。
奥 村 洋 彦	監 査 役 (社 外)	学習院大学経済学部教授	

- (注) 1. 取締役 日名子泰通氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 阪田雅裕、田中優次、奥村洋彦の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 日名子泰通氏及び監査役 阪田雅裕、田中優次、奥村洋彦の3氏につきましては、東京証券取引所、大阪証券取引所及び福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 小川弘毅、石原進の両氏は、平成23年6月29日開催の第101期株主総会終結の時をもって監査役を辞任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	17人	426 (61)
監 査 役	7人	61 (3)
合 計	24人	487 (65)

- (注) 1. 記載金額（以下の注記を含みます。）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 「報酬等」の（ ）欄に、当期の役員退職慰労引当金繰入額28百万円（取締役25百万円、監査役3百万円）、及び平成24年6月支給予定の変動報酬のうち当期に係る未払金計上額（取締役36百万円）を内書しております。
3. 「報酬等」には、取締役が使用人を兼ねる場合の使用人としての報酬等13百万円は含まれておりません。
4. 上記のほか、平成23年6月29日開催の第101期定時株主総会決議に基づき、退職慰労金を112百万円（取締役105百万円、監査役7百万円）、及び役員賞与を48百万円（取締役40百万円、監査役7百万円）支払っております。
5. 定款または株主総会で定められた報酬限度額は、取締役については総報酬年額540百万円以内、うち確定金額報酬として440百万円（うち社外取締役の報酬の総額は年額20百万円以内）、変動報酬として100百万円以内、監査役については確定金額報酬のみとして年額95百万円以内であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
日名子 泰 通 (取締役)	九州電力株式会社 代表取締役副社長
阪 田 雅 裕 (監査役)	弁護士
田 中 優 次 (監査役)	西部瓦斯株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
奥 村 洋 彦 (監査役)	学習院大学経済学部教授

- (注) 1. 取締役 日名子泰通氏が代表取締役副社長である九州電力株式会社と当行の間には、通常の銀行取引があります。
2. 監査役 田中優次氏が代表取締役社長である西部瓦斯株式会社と当行の間には、通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
日名子泰通 (取締役)	2年10か月	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席。	経営者としての豊富な経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
阪田 雅裕 (監査役)	4年10か月	当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回、監査役会6回のうち5回出席。	内閣法制局長官等の豊富な要職経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
田中 優次 (監査役)	10か月	平成23年6月29日就任以降に開催された取締役会10回のうち7回、監査役会4回のうち3回出席。	経営者としての豊富な経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
奥村 洋彦 (監査役)	10か月	平成23年6月29日就任以降に開催された取締役会10回のうち9回、監査役会4回のうち3回出席。	学識者としての豊富な見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
日名子 泰 通 (取締役)	会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役又は社外監査役の職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任額の限度とする旨の契約を締結しております。
阪 田 雅 裕 (監査役)	
田 中 優 次 (監査役)	
奥 村 洋 彦 (監査役)	

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	22 (0)	—

- (注) 1. 記載金額（以下の注記を含みます。）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 「銀行からの報酬等」の（ ）欄に、当期の役員退職慰労引当金繰入額0百万円（取締役0百万円、監査役0百万円）を内書きしております。
3. 上記のほか、平成23年6月29日開催の第101期定時株主総会決議に基づき、退職慰労金を7百万円（監査役7百万円）及び賞与を5百万円（取締役1百万円、監査役3百万円）支払っております。

(5) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数 発行可能株式総数 1,500,000千株
発行済株式の総数 796,732千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 21,376名

(3) 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	98,214千株	12.35%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	46,186千株	5.80%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	32,412千株	4.07%
日本生命保険相互会社	20,477千株	2.57%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	15,492千株	1.94%
株式会社みずほコーポレート銀行	11,507千株	1.44%
東京海上日動火災保険株式会社	11,280千株	1.41%
株式会社りそな銀行	11,000千株	1.38%
明治安田生命保険相互会社	10,945千株	1.37%
株式会社三井住友銀行	10,748千株	1.35%

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(1,653,320株)を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 奥村 勝美	83	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「内部統制確認業務」等に対する報酬を含んでおります。
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 森 行一		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 川口 輝朗		

- (注) 1. 記載金額（以下の注記を含みます。）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は124百万円であります。

(2) 責任限定契約

当行は、会計監査人と責任限定契約を締結しておりません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生したと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制

業務の適正を確保する体制を整備するため、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定めております。

(1) 取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令等遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、法令等遵守に係る当行の理念及び役職員の行動指針を「コンプライアンス基本方針と遵守基準」として定めるとともに、これに則った業務運営を実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定する。また、法令等遵守態勢の整備のための実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定する。

なお、“顧客の保護及び利便の向上”並びに“反社会的勢力及び組織犯罪の金融取引からの排除”については、法令等遵守態勢において適切に取り組む。

- ・法令等遵守を確保する体制として、行内の法令等遵守の問題を一元的に管理するコンプライアンス統括部署を設置するほか、法令等遵守に関する経営上重要な事項の協議又は評価を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置する。

また、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部署に報告・相談を行うことができるコンプライアンス相談窓口（ホットライン）を設置する。

- ・内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を取締役会、経営会議及び監査役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、文書（電磁的記録を含む。）の整理保管、保存期限及び廃棄ルール等を定めた「文書規程」に基づき、適正な保存及び管理を行う。

また、取締役及び監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・健全な経営基盤の確立と安定した収益を確保するため、リスク管理に関する基本的考え方、管理方針等を定めた「リスク管理の基本方針」をリスク管理の最上位の方針と位置付け、本方針に基づき、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性に応じた管理方針・管理規程等を制定する。
- ・リスク管理の体制は、銀行全体のリスク管理統括部署、リスクカテゴリー毎の主管部署及び担当部署による3層管理体制とし、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を強化する。また、リスクカテゴリー毎に各種委員会等を設置し、リスクに関する重要事項について、具体的且つ実質的な協議及び評価等を行う。
- ・自然災害、テロ等の緊急事態発生時の早期被害復旧、最低限の業務継続を可能とするため、事前対応や緊急事態発生時の対応等を定めた「業務継続計画」を業務継続に関する最上位の計画と位置付け、本計画に基づき、災害等の種類別に具体的対応策を定めた管理規程等を制定する。
- ・内部監査部門は、リスク管理状況についての監査を実施し、その結果を取締役会、経営会議及び監査役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・「取締役会」とその委任を受けた審議・決定機関である「経営会議」を一体化した意思決定・監督機関と位置付け、それぞれの運営及び付議事項等を定めた「取締役会規程（及び同付議基準）」及び「経営会議規程（及び同付議基準）」を制定する。
- ・また、行内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、経営組織、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

(5) 当行及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社等の業務の適正を確保するため、子会社等の経営に関わる基本的事項に関して統括的に管理及び指導を行う統括部署を設置する。
- ・子会社等が当行の法令等遵守態勢をベースに各社固有の事情を踏まえた実効性ある法令等遵守態勢を構築できるよう推進し、コンプライアンス上の重要事項については適宜報告を求める。
- ・財務報告の適正性を確保するため、一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組みに準拠して、当行及び子会社等の体制を整備する。
- ・内部監査部門は、子会社等の重要な業務運営についての監査を実施し、その結果を取締役会、経営会議及び監査役会に報告する。

(注) 子会社等とは、銀行法の「子会社」、「子法人等」及び「関連法人等」をいう。

(6) 監査役職務を補助すべき職員に関する事項及びその職員の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役に直属する組織として監査役室を設け、同室に監査役及び監査役会の職務を補助する職員を配置する。
- ・監査役室に所属する職員の取締役からの独立性を確保するため、当該職員の人事異動及び考課等人事権に係る事項の決定については、予め常勤監査役に同意を求めることとする。

(7) 取締役及び職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役は、職務執行に関し重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、監査役会に報告する。
- ・上記のほか、取締役及び監査役会の協議により、取締役及び職員が監査役会に報告すべき事項を定める。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会、経営会議及びその他の重要な委員会等に出席することができるほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、取締役又は職員に対しその説明を求めることができる。

9. 会計参与に関する事項

該当ありません。

10. その他

該当ありません。

第102期末 (平成24年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け	266,316	預 金	6,314,006
現 金	107,967	当 座 預 金	277,492
預 け 金	158,349	普 通 預 金	3,065,876
コ ー ル 一 口 一	9,099	貯 蓄 預 金	64,026
特 定 取 引 資 産	1,272	通 知 預 金	12,506
商 品 有 価 証 券	1,272	定 期 預 金	2,822,574
金 銭 の 信 託	2,981	そ の 他 の 預 積 金	12,556
有 価 証 券	1,728,211	譲 渡 の 他 性 の 預 金	58,973
国 債	637,612	コ ー ル マ ネ ー 債	147,568
地 方 債	213,799	借 入 金	277,877
社 債	483,622	外 国 為 替 債	72,160
そ の 他 の 証 券	102,572	借 入 金	64,351
貸 出 金 形	290,605	外 国 為 替 債	64,351
割 引 手 形 付 付	5,177,913	社 債	83
手 証 書 貸 付 越 座 貸	38,098	そ の 他 の 負 債	2
外 国 為 替 債	179,000	未 決 済 為 替 債	81
外 国 他 店 預 け 貸	4,479,061	未 払 法 人 費 税	2,125
外 国 他 店 為 替 債	481,753	未 前 払 受 取 人 員 備 用 金	86
買 入 外 国 為 替 債	7,665	退 職 給 付 金	11,353
取 立 外 国 為 替 債	2,646	再 睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	2,274
そ の 他 の 資 産	43,291	偶 発 損 失 引 当 金	3
未 決 済 為 替 貸 付	1,332	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	7,248
未 収 収 益	8,480	支 払 承 諾	345
融 派 生 商 品 産 物	7,980		850
そ の 他 の 資 産	25,497		3,926
有 形 固 定 資 産	115,843		9,841
建 築 物	23,672		2,642
土 地	79,439		2,434
リ ー ス 資 産	328		19,096
建 設 仮 勘 定	177		31,757
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	12,226		
無 形 固 定 資 産	3,332		
ソ フ ト ウ ェ ア	2,714		
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	618		
繰 延 税 金 資 産	40,305		
支 払 承 諾 見 返 金	31,757		
貸 倒 引 当 金	△29,866		
投 資 損 失 引 当 金	△890		
資 産 の 部 合 計	7,397,235	負 債 の 部 合 計	7,058,335
		(純 資 産 の 部)	
		資 本 剰 余 金	85,745
		資 本 剰 余 金	85,684
		利 益 剰 余 金	126,869
		利 益 剰 余 金	61
		そ の 他 の 利 益 剰 余 金	126,808
		圧 縮 積 立 金	3
		別 途 積 立 金	109,700
		繰 越 利 益 剰 余 金	17,104
		自 己 株 式	△668
		(株 主 資 本 合 計)	(297,630)
		そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	10,517
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
		土 地 再 評 価 差 額 金	30,751
		(評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計)	(41,269)
		純 資 産 の 部 合 計	338,900
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	7,397,235

(単位：百万円)

科 目		金 額
特 別 利 益	損 失	—
固 定 資 産 処 分	損 失	292
減		<u>425</u>
税 引 前 当 期 純 利 益	税 額	37,179
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		66
法 人 税 等 調 整 額		<u>20,019</u>
法 人 税 等 純 利 益		<u>20,086</u>
当 期 純 利 益		<u>17,092</u>

第102期 (平成23年4月1日から) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		自己株式	
資本金		当期首残高	△661
当期首残高	85,745	当期変動額	
当期変動額		自己株式の取得	△16
当期変動額合計	—	自己株式の処分	9
当期末残高	85,745	当期変動額合計	△7
資本剰余金		当期末残高	△668
資本準備金		株主資本合計	
当期首残高	85,684	当期首残高	286,577
当期変動額		当期変動額	
当期変動額合計	—	剰余金の配当	△5,963
当期末残高	85,684	当期純利益	17,092
資本剰余金合計		圧縮積立金の積立	0
当期首残高	85,684	自己株式の取得	△16
当期変動額		自己株式の処分	5
当期変動額合計	—	土地再評価差額金の取崩	△64
当期末残高	85,684	当期変動額合計	11,053
利益剰余金		当期末残高	297,630
利益準備金		評価・換算差額等	
当期首残高	61	その他有価証券評価差額金	
当期変動額		当期首残高	3,000
当期変動額合計	—	当期変動額	
当期末残高	61	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,517
その他利益剰余金		当期変動額合計	7,517
圧縮積立金		当期末残高	10,517
当期首残高	3	繰延ヘッジ損益	
当期変動額		当期首残高	△0
圧縮積立金の取崩	△0	当期変動額	
圧縮積立金の積立	0	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0
当期変動額合計	0	当期変動額合計	0
当期末残高	3	当期末残高	△0
別途積立金		土地再評価差額金	
当期首残高	98,300	当期首残高	27,989
当期変動額		当期変動額	
別途積立金の積立	11,400	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,762
当期変動額合計	11,400	当期変動額合計	2,762
当期末残高	109,700	当期末残高	30,751
繰越利益剰余金		評価・換算差額等合計	
当期首残高	17,443	当期首残高	30,989
当期変動額		当期変動額	
剰余金の配当	△5,963	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10,280
圧縮積立金の取崩	0	当期変動額合計	10,280
別途積立金の積立	△11,400	当期末残高	41,269
当期純利益	17,092	純資産合計	
自己株式の処分	△4	当期首残高	317,566
土地再評価差額金の取崩	△64	当期変動額	
当期変動額合計	△339	剰余金の配当	△5,963
当期末残高	17,104	当期純利益	17,092
利益剰余金合計		圧縮積立金の積立	0
当期首残高	115,809	自己株式の取得	△16
当期変動額		自己株式の処分	5
剰余金の配当	△5,963	土地再評価差額金の取崩	△64
圧縮積立金の取崩	—	株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10,280
圧縮積立金の積立	0	当期変動額合計	21,333
別途積立金の積立	—	当期末残高	338,900
当期純利益	17,092		
自己株式の処分	△4		
土地再評価差額金の取崩	△64		
当期変動額合計	11,060		
当期末残高	126,869		

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	3年～60年	
そ	の	他	2年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査室が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,369百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から損益処理
----------	--

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

- (5) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に係る債権に関して将来発生する可能性のある負担金支払額及び、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
8. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9. ヘッジ会計の方法
- (1) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- (2) 内部取引等
デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
10. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当事業年度の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

(役員賞与引当金)

役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上してはりましたが、平成23年6月29日開催の定時株主総会の決議により、役員賞与を廃止し、業績等に応じて決定される変動報酬を導入したことに伴い、当該報酬額を「その他の負債」に含めて計上しております。

(役員退職慰労引当金)

平成23年5月13日開催の取締役会において、平成23年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会で退職慰労金の打ち切り支給案が承認されました。

これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額518百万円については、各人の役員退任時に支給する予定であることから「その他の負債」に含めて計上しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に6,360百万円含まれております。
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,009百万円、延滞債権額は137,860百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は161百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は24,972百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は167,004百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は38,414百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金	68百万円
有価証券	578,689百万円

担保資産に対応する債務

預金	9,110百万円
コールマネー	198,219百万円
債券貸借取引受入担保金	72,160百万円
借入金	32,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券130,625百万円を差し入れております。

子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として差し入れているものはありません。

また、その他の資産のうち保証金は2,544百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,651,160百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,632,493百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める近隣の地価公示法（昭和44年公布法律第49号）及び同条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 33,636百万円

- | | | |
|-----|---|-----------|
| 10. | 有形固定資産の減価償却累計額 | 70,009百万円 |
| 11. | 有形固定資産の圧縮記帳額 | 7,987百万円 |
| 12. | 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は7,301百万円であります。 | |
| 13. | 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。 | |
| 14. | 関係会社に対する金銭債権総額 | 15,529百万円 |
| 15. | 関係会社に対する金銭債務総額 | 75,123百万円 |

(損益計算書関係)

- | | | |
|----|--|----------|
| 1. | 関係会社との取引による収益 | |
| | 資金運用取引に係る収益総額 | 307百万円 |
| | 役務取引等に係る収益総額 | 596百万円 |
| | その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 88百万円 |
| | 関係会社との取引による費用 | |
| | 資金調達取引に係る費用総額 | 1,000百万円 |
| | 役務取引等に係る費用総額 | 3,059百万円 |
| | その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 9,125百万円 |
| 2. | 「その他の経常収益」には、最終取引日以降長期間異動のない預金等に係る収益計上額4,974百万円を含んでおります。 | |

(追加情報)

最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等については、預金勘定から除外し別管理するとともに収益計上することとしております。従来、その期間を10年間としておりましたが、預金口座の犯罪等不正利用防止の観点などから、流動性預金の一部について当事業年度より5年間としております。

なお、前事業年度における当該収益計上額は913百万円であります。

- | | | |
|----|--|--|
| 3. | 「その他の経常費用」には、睡眠預金払戻損失引当金繰入額2,228百万円を含んでおります。 | |
|----|--|--|

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	1,603	72	22	1,653	(注)
合計	1,603	72	22	1,653	

(注) 普通株式の増加72千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少22千株は、単元未満株式の買増し請求によるものです。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成24年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券 (平成24年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	38,915	41,358	2,442
	地方債	17,822	18,373	551
	社債	18,766	19,432	666
	その他	3,000	3,001	1
	外国債券	3,000	3,001	1
	小 計	78,503	82,165	3,662
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	小 計	—	—	—
合計		78,503	82,165	3,662

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成24年3月31日現在)

時価のあるものは該当ありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、以下のとおりです。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	9,746
関連法人等株式	330
合 計	10,076

4. その他有価証券（平成24年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	36,778	24,404	12,373
	債券	1,199,874	1,185,080	14,794
	国債	556,326	549,265	7,060
	地方債	190,385	188,558	1,826
	社債	453,163	447,255	5,907
	その他	227,033	219,847	7,186
	外国債券	199,075	193,627	5,447
	その他	27,958	26,219	1,738
	小 計	1,463,687	1,429,332	34,355
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	40,806	55,254	△14,448
	債券	59,654	59,994	△339
	国債	42,371	42,607	△236
	地方債	5,591	5,599	△7
	社債	11,692	11,787	△95
	その他	57,085	60,538	△3,452
	外国債券	35,818	35,993	△175
	その他	21,267	24,544	△3,277
	小 計	157,547	175,787	△18,240
合 計	1,621,234	1,605,119	16,114	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	16,221
その他	2,174
合 計	18,396

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	3,517	217	1,033
債券	64,133	489	2
国債	50,609	396	—
地方債	3,348	26	—
社債	10,175	66	2
その他	35,702	1,046	315
外国債券	33,313	1,000	70
その他	2,388	46	244
合 計	103,353	1,754	1,350

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外については、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、1,976百万円（すべて株式）であります。

当該有価証券の減損処理については、時価の取得原価に対する下落率が50%以上の銘柄はすべて、また同下落率が30%以上50%未満の銘柄については、発行会社の業況や過去一定期間の時価の下落率等を考慮し、時価の著しい下落に該当するもの、かつ時価の回復可能性があるものと認められるもの以外について実施しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (平成24年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,981	—

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成24年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成24年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	1,000	1,000	—	—	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	16,526百万円
退職給付引当金	3,318
減価償却の償却超過額	2,254
税務上の繰越欠損金	21,856
その他	13,216
繰延税金資産小計	57,172
評価性引当額	△11,101
繰延税金資産合計	46,070
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立額	△2
会社分割に伴う有価証券評価損等	△102
資産除去債務	△64
その他有価証券評価差額金	△5,596
繰延税金負債合計	△5,765
繰延税金資産の純額	40,305百万円

2. 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については37.8%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.4%となります。この税率変更により、繰延税金資産は3,046百万円及び繰延ヘッジ損益は0百万円それぞれ減少し、圧縮積立金は0百万円、その他有価証券評価差額金は790百万円及び法人税等調整額は3,836百万円それぞれ増加しております。再評価に係る繰延税金負債は2,697百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	426円24銭
1株当たりの当期純利益金額	21円49銭

(関連当事者との取引)

1. 親会社及び法人主要株主等
該当ありません。
2. 子会社、子法人等及び関連法人等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	九州カード株式会社	直接 74.75% 間接 1.09%	役員の兼任ローン等に係る保証委託	被保証債務 (注)	152,244	—	—
子法人等	西日本信用保証株式会社	直接 49.00%	役員の兼任ローン等に係る保証委託	被保証債務 (注)	968,351	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針は、一般取引先と同様の条件によっております。

3. 兄弟会社等
該当ありません。
4. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	山田商事株式会社	—	当行取締役石田保之の近親者が議決権の過半数を所有	資金の貸付 (注)	—	貸出金	232
				債務の保証 (注)	—	支払承諾見返	40

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針は、一般取引先と同様の条件によっております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 10社

株式会社長崎銀行
NCBビジネスサービス株式会社
NCBオフィスサービス株式会社
NCBモーゲージサービス株式会社
Nishi-Nippon City Preferred Capital (Cayman) Limited
九州カード株式会社
株式会社NCBリサーチ&コンサルティング
九州債権回収株式会社
西日本シティTT証券株式会社
西日本信用保証株式会社

なお、前連結会計年度連結される子会社でありましたNCBターンアラウンド株式会社及びNishi-Nippon Finance (Cayman) Limitedは、清算等により連結の範囲から除外しております。

また、連結される子会社であるNCBオフィスサービス株式会社及びNCBモーゲージサービス株式会社は、平成24年3月30日の株主総会において解散を決議し、現在清算手続き中であります。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

西日本チャレンジ投資事業有限責任組合2号

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 1社

株式会社エヌ・ティ・ティ・データNCB

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

西日本チャレンジ投資事業有限責任組合2号

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3 のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

第102期末 (平成24年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	283,453	預 金	6,529,519
コールローン及び買入手形	9,099	譲渡性預金	136,168
買入金銭債権	27,962	コールマネー及び売渡手形	277,877
特定取引資産	1,275	債券貸借取引受入担保金	72,160
金銭の信託	2,981	借 用 金	52,467
有 価 証 券	1,722,791	外 国 為 替	83
貸 出 金	5,389,886	社 債	88,300
外 国 為 替	7,665	そ の 他 負 債	51,773
そ の 他 資 産	46,708	退職給付引当金	10,851
有形固定資産	120,029	役員退職慰労引当金	152
建 物	24,436	睡眠預金払戻損失引当金	2,673
土 地	82,122	偶発損失引当金	2,506
リ ー ス 資 産	428	特別法上の引当金	0
建設仮勘定	177	再評価に係る繰延税金負債	19,552
その他の有形固定資産	12,864	支 払 承 諾	53,308
無形固定資産	3,950	負債の部合計	7,297,395
ソフトウェア	2,897	(純資産の部)	
の れ ん	386	資 本 金	85,745
リ ー ス 資 産	15	資 本 剰 余 金	90,301
その他の無形固定資産	651	利 益 剰 余 金	128,247
繰延税金資産	43,019	自 己 株 式	△668
支払承諾見返	53,308	(株主資本合計)	(303,625)
貸倒引当金	△40,174	その他有価証券評価差額金	11,032
投資損失引当金	△1,021	繰延ヘッジ損益	△0
資産の部合計	7,670,937	土地再評価差額金	30,751
		(その他の包括利益累計額合計)	(41,783)
		少 数 株 主 持 分	28,132
		純資産の部合計	373,541
		負債及び純資産の部合計	7,670,937

第102期 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益	121,379	164,468
資金運用収益	101,601	
貸出金利息	18,899	
有価証券利息配当金	116	
コールローン利息及び買入手形利息	75	
預け金利息	686	
その他の受入利息	9	
信託報酬	30,672	
役務取引等収益	188	
特定の他業務収益	2,602	
その他の他業務収益	9,615	
償却債権取立益	2,726	
その他の経常収益	6,888	
経常費用	9,586	122,454
資金調達費用	6,202	
預讓渡性預金利息	264	
コールマネー利息及び売渡手形利息	374	
債券貸借取引支払利息	169	
借入金利息	561	
社債利息	1,895	
その他の支払利息	119	
役務取引等費用	9,331	
特定の他業務費用	706	
その他の他業務費用	85,175	
貸倒引当金繰入額	17,654	
その他の経常費用	2,563	
特別利益	15,091	
経常利益		42,013
特別利益		147
固定資産処分益	3	
負債のれん発生益	144	
特別損失		816
固定資産処分損失	305	
減損損失	511	
その他の特別損失	0	
税金等調整前当期純利益		41,344
法人税、住民税及び事業税	993	
法人税等調整額	20,816	
法人税等合計		21,810
少数株主損益調整前当期純利益		19,534
少数株主利益		1,561
当期純利益		17,972

第102期 (平成23年4月1日から) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		その他の包括利益累計額	
資本金		その他有価証券評価差額金	
当期首残高	85,745	当期首残高	3,408
当期変動額		当期変動額	
当期変動額合計	—	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	7,624
当期末残高	<u>85,745</u>	当期変動額合計	<u>7,624</u>
資本剰余金		当期末残高	<u>11,032</u>
当期首残高	90,301	繰延ヘッジ損益	
当期変動額		当期首残高	△0
当期変動額合計	—	当期変動額	
当期末残高	<u>90,301</u>	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	0
利益剰余金		当期変動額合計	<u>0</u>
当期首残高	116,300	当期末残高	<u>△0</u>
当期変動額		土地再評価差額金	
剰余金の配当	△5,963	当期首残高	27,989
当期純利益	17,972	当期変動額	
圧縮積立金の積立	0	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	2,762
自己株式の処分	△4	当期変動額合計	<u>2,762</u>
土地再評価差額金の取崩	△64	当期末残高	<u>30,751</u>
持分変動に伴う利益剰余金の増加	6	為替換算調整勘定	
当期変動額合計	<u>11,946</u>	当期首残高	△0
当期末残高	<u>128,247</u>	当期変動額	
自己株式		株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	0
当期首残高	△661	当期変動額合計	<u>0</u>
当期変動額		当期末残高	—
自己株式の取得	△16	その他の包括利益累計額合計	
自己株式の処分	9	当期首残高	31,396
当期変動額合計	<u>△7</u>	当期変動額	
当期末残高	<u>△668</u>	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	10,387
株主資本合計		当期変動額合計	<u>10,387</u>
当期首残高	291,686	当期末残高	<u>41,783</u>
当期変動額		少数株主持分	
剰余金の配当	△5,963	当期首残高	28,397
当期純利益	17,972	当期変動額	
圧縮積立金の積立	0	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△265
自己株式の取得	△16	当期変動額合計	<u>△265</u>
自己株式の処分	5	当期末残高	<u>28,132</u>
土地再評価差額金の取崩	△64	純資産合計	
持分変動に伴う利益剰余金の増加	6	当期首残高	351,480
当期変動額合計	<u>11,939</u>	当期変動額	
当期末残高	<u>303,625</u>	剰余金の配当	△5,963
		当期純利益	17,972
		圧縮積立金の積立	0
		自己株式の取得	△16
		自己株式の処分	5
		土地再評価差額金の取崩	△64
		持分変動に伴う利益剰余金の増加	6
		株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	10,122
		当期変動額合計	<u>22,061</u>
		当期末残高	<u>373,541</u>

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

- (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準
金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	3年～60年	
そ	の	他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行及び主要な連結される子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に残存期間を算定し、その残存期間に対応する今後の一定期間における予想損失額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は31,147百万円であります。その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券及びゴルフ会員権等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理
----------	--

- (8) 役員退職慰労引当金の計上基準
連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
(追加情報)
当行は、平成23年5月13日開催の取締役会において、平成23年6月29日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会で退職慰労金の打ち切り支給案が承認されました。
これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額518百万円については、各人の役員退任時に支給する予定であることから「その他負債」に含めて計上しております。
- (9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- (10) 偶発損失引当金の計上基準
偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に係る債権に関して将来発生する可能性のある負担金支払額及び、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し将来発生する可能性のある損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- (11) 特別法上の引当金の計上基準
特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引等に関して生じた事故による損失に備えるため、連結される子会社が金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。
- (12) 外貨建資産・負債の換算基準
外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (13) リース取引の処理方法
当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- (14) 重要なヘッジ会計の方法
(イ) 為替変動リスク・ヘッジ
当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ロ) 内部取引等

デリバティブ取引のうち内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している為替スワップ取引に対して、業種別監査委員会報告第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該為替スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(15) 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当連結会計年度の「償却債権取立益」は「その他経常収益」に計上しております。

(役員賞与引当金)

当行は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を役員賞与引当金として計上してはおりますが、平成23年6月29日開催の定時株主総会の決議により、役員賞与を廃止し、業績等に応じて決定される変動報酬を導入したことに伴い、当該報酬額を「その他負債」に含めて計上しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,290百万円、延滞債権額は150,961百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は161百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は25,034百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は180,448百万円であります。
 なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、40,035百万円であります。
6. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 現金預け金 | 68百万円 |
| 買入金銭債権 | 848百万円 |
| 有価証券 | 578,689百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 9,110百万円 |
| コールマネー及び売渡手形 | 198,219百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 72,160百万円 |
| 借入金 | 32,715百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金2百万円、有価証券136,986百万円を差し入れております。
 また、その他資産のうち保証金は3,379百万円であります。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,761,911百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,742,764百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 73,615百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額 8,291百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は7,301百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、最終取引日以降長期間異動のない預金等に係る収益計上額5,010百万円を含んでおります。

(追加情報)

当行では、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等については、預金勘定から除外し別管理するとともに収益計上することとしております。従来、その期間を10年間としておりましたが、預金口座の犯罪等不正利用防止の観点などから、流動性預金の一部について当連結会計年度より5年間としております。

なお、前連結会計年度における当該収益計上額は971百万円であります。

2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却6,224百万円、睡眠預金払戻損失引当金繰入額2,233百万円及び株式等償却2,032百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	796,732	—	—	796,732	
合計	796,732	—	—	796,732	
自己株式					
普通株式	1,603	72	22	1,653	(注)
合計	1,603	72	22	1,653	

(注) 自己株式の普通株式の増加72千株は、単元未満株式の買取りによるものであり、減少22千株は、単元未満株式の買増し請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

- (1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,975百万円	5.00円	平成23年3月31日	平成23年6月30日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	1,987百万円	2.50円	平成23年9月30日	平成23年12月9日
合計		5,963百万円			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成24年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	1,987百万円	その他利益剰余金	2.50円	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務など銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っており、市場の状況や長短のバランスを勘案して、資金の運用及び調達を行っております。これらの事業を行うため、オフバランス取引を含む銀行全体の資産・負債を対象として、リスクを統合的に把握し、適正にコントロールすることで、合理的かつ効率的なポートフォリオを構築し、収益の極大化・安定化を目指した資産・負債の総合管理（ALM）を実施しております。

また、当行の一部の連結子会社は、銀行業務、クレジットカード業務、信用保証業務、債権管理回収業務を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループの総資産の70%を占める貸出金は、主として国内の法人及び個人に対するものであり、契約不履行によってもたらされる信用リスクを内包しております。大口貸出先の信用力の悪化や担保価値の大幅下落、その他予期せぬ問題等が発生した場合、想定外の償却や貸倒引当金の積み増しといった信用コストが増加するおそれがあり、また、資産運用ウェイトからもその影響力は大きく、財政状態及び業績に悪影響を与える可能性があります。

有価証券は、主に株式、債券及び投資信託等であり、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスクを内包しております。市場性のある株式については、マーケットの動向次第では株価の下落により減損または評価損が発生し、債券についても、今後、景気の回復等に伴い金利が上昇した場合、保有する債券に評価損が発生するなど、価格変動リスクを内包しております。

借入金及び社債については、当行グループで、財務内容の悪化等により資金繰りに問題が発生したり、資金の確保に通常より高い金利での資金調達を余儀なくされた場合、また、市場の混乱等による市場取引の中止や、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされた場合、その後の業務展開に影響を受けるなど流動性リスクを内包しております。

デリバティブ取引には、金利スワップ取引、先物為替取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション取引等があります。これらの取引は、主にオン・バランス資産・負債の市場リスクの管理・軽減を目的としたヘッジ取引であり、一部トレーディング業務における相場等の短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的としております。ヘッジ取引の内容は、主として、金利スワップ

による固定金利貸出、満期繰上特約付定期預金（コーラブル預金）等の金利変動リスクに対するヘッジ、及び先物為替・通貨オプション取引等による外貨建資産・負債の為替変動リスクに対するヘッジであり、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎として、ヘッジの有効性を評価しております。但し、特例処理によっている金利スワップについては、継続的に特例処理の要件を検討することにより、有効性の評価を省略しております。これらのデリバティブ取引は、金利・為替・株価等の変動により保有ポジションの価値が減少する市場リスク、及び取引の相手方が契約不履行となった時点において損失を被る信用リスクを内包しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、信用リスクが最重要リスクであるとの認識のもと、信用リスク管理の基本的な考え方を定めた「信用リスク管理方針」や与信行動規範である「クレジットポリシー」に基づき、信用リスク管理の強化に取り組んでおります。

個別案件の与信は、厳正な審査基準に基づいた審査を行っているほか、特に一定の基準を超える案件については、審査部の専門スタッフによる高度な審査を通して資産の健全性の維持に努めております。

貸出ポートフォリオについても、「信用格付制度」をベースに「信用リスクの定量分析」や「業種別ポートフォリオ管理」を通して特定の業種や取引先に偏ることのないようリスク分散に留意しております。

また、適正な償却・引当を実施するため、資産の自己査定を行い、監査部内の資産監査室において自己査定の実施状況及びこれに基づく償却・引当の妥当性を監査しております。

② 市場リスクの管理

当行では、市場取引の執行部署（フロントオフィス）と事務処理部署（バックオフィス）を明確に分離し、市場部門から独立した経営管理部をリスク管理担当（ミドルオフィス）として市場取引の損益状況や市場リスク関連規程等の遵守状況をチェックするなど、相互牽制を行う体制を整備しております。

また、B P V、V a R 法等の複数のリスク計測手法により、管理手法の高度化を図る一方、市場リスクの許容限度を設定し、許容できる一定の範囲内に市場リスクをコントロールすることにより、安定した収益の実現に努めております。

③ 流動性リスクの管理

当行では、流動性リスクが顕在化した場合、経営破綻やシステミックリスクが発生する懸念もあることから、流動性リスクを重要なリスクのひとつと認識しており、十分な支払準備資産の確保、様々な緊急事態を想定した「コンティンジェンシープラン（危機管理計画書）」の策定等により、流動性リスクに備えております。

日常の資金繰りは、資金繰り管理部署である資金証券部・市場証券部が市場性資金の運用・調達を行い、流動性リスク管理部署である経営管理部が資金繰り状況を確認する等の相互牽制を行う体制を整備しており、円滑かつ安定的な資金繰りの維持に努めております。

④ デリバティブ取引に係るリスク管理

デリバティブ取引は、社内規定に則って作成された運営ルールにより執行されております。当該ルールに、デリバティブ取引の範囲、権限、責任、手続、限度額、ロスカットルール及び報告体制に関するルールが明記されており、各種リスク状況は所管部で管理し、毎月、ALM委員会等で経営陣に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	283,453	283,453	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	78,997	82,667	3,669
その他有価証券	1,624,170	1,624,170	—
(3) 貸出金	5,389,886		
貸倒引当金（*1）	△36,805		
	5,353,081	5,463,325	110,244
資産計	7,339,703	7,453,616	113,913
(1) 預金	6,529,519	6,531,308	1,789
(2) 譲渡性預金	136,168	136,168	—
(3) コールマネー及び売渡手形	277,877	277,877	—
(4) 借入金	52,467	52,899	432
(5) 社債	88,300	90,559	2,259
負債計	7,084,332	7,088,813	4,480
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	692	692	—
ヘッジ会計が適用されているもの	40	40	—
デリバティブ取引計	732	732	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、当初契約期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表しております売買参考統計値又は取引金融機関から提示された価格もしくは当行が合理的に算出した価格を時価としております。投資信託は公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。外国証券は取引金融機関及び金融情報提供会社から提示された価格を時価としております。

自行保証付私募債は将来キャッシュ・フローを市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて時価を算定しております。

変動利付国債の時価については、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、引続き市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は2,128百万円、「その他有価証券評価差額金」は1,375百万円それぞれ増加し、「繰延税金資産」は753百万円減少しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等から見積もった将来キャッシュ・フローと内包されるオプションの価値を、同利回りに基づく割引率で割引くことにより算定しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、当初契約期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

コールマネー及び売渡手形は、約定期間が短期間（１年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利に信用リスクを反映した利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 社債

社債の時価は、日本証券業協会が公表しております売買参考統計値又は証券会社が公表している価格を時価としております。また、変動金利の社債については、短期間で市場金利を反映し、発行体の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利オプション、金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約、通貨オプション、通貨スワップ）であります。これらの取引はすべて店頭取引であり、時価は、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 其他有価証券」には含まれておりません。
(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	17,136
② 組合出資金(*3)	2,486
合 計	19,622

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
 (*2) 当連結会計年度において、非上場株式について55百万円減損処理を行っております。
 (*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(税効果会計関係)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については37.8%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.4%となります。この税率変更により、繰延税金資産は、3,224百万円及び繰延ヘッジ損益は0百万円それぞれ減少し、圧縮積立金は0百万円、其他有価証券評価差額金は805百万円及び法人税等調整額は4,029百万円それぞれ増加しております。再評価に係る繰延税金負債は2,697百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1 株当たり情報)

1株当たりの純資産額	434円43銭
1株当たりの当期純利益金額	22円60銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月7日

株式会社 西日本シティ銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥村勝美 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森行一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川口輝朗 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西日本シティ銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月7日

株式会社 西日本シティ銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥村勝美 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森行一 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川口輝朗 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社西日本シティ銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西日本シティ銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月10日

株式会社 西日本シティ銀行 監査役会

監査役（常勤）	小澤良一	㊦
監査役（常勤）	川上知昭	㊦
監査役	阪田雅裕	㊦
監査役	田中優次	㊦
監査役	奥村洋彦	㊦

(注) 監査役阪田雅裕、監査役田中優次及び監査役奥村洋彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、金融機関を取り巻く厳しい経営環境、当期の業績、内部留保の充実等を総合的に勘案し、次のとおりとさせていただきます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金2円50銭 総額1,987,698,080円

なお、当事業年度につきましては、1株につき2円50銭の中間配当金をお支払いしておりますので、年間配当金は前事業年度と同じ1株につき5円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金

13,100,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金

13,100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 中期経営計画「New Stage 2011」における経営改革施策として、取締役の員数を削減することにより経営体制をスリム化し、経営意思決定の迅速化と高度化を図ります。
- (2) 監査役による監視・検証機能を高めるため、役付の監査役として「常任監査役」を新設いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第20条 取締役は<u>24</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第20条 取締役は<u>20</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(常勤監査役および常任監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 <u>2. 監査役会は、その決議によって、常任監査役若干名を選定することができる。</u></p>

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役全員（13名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行の 株式の数
1	ほん だ まさ ひろ 本田 正寛 (昭和18年9月13日生)	昭和41年4月 株式会社福岡相互銀行（福岡シティ銀行） 入行 平成2年6月 同 取締役国際部長 平成8年6月 同 常務取締役人事部長 平成14年6月 同 専務取締役 平成15年6月 同 取締役頭取（代表取締役） 平成16年10月 合併により当行取締役会長（代表取締役） 現在に至る (重要な兼職の状況) 福岡商工会議所 副会頭	10,500株
2	くぼた いさ お 久保田 勇夫 (昭和17年12月6日生)	昭和41年4月 大蔵省 入省 平成7年6月 関税局長 平成9年7月 国土庁長官官房長 平成11年7月 国土事務次官 平成12年9月 都市基盤整備公団副総裁 平成14年7月 ローン・スター・ジャパン・アクイジッ ションズ・LLC会長 平成18年5月 当行入行 顧問 平成18年6月 同 取締役頭取（代表取締役） 現在に至る (重要な兼職の状況) 福岡経済同友会 副代表幹事	10,000株
3	ひ ぐち かず しげ 樋口 和繁 (昭和25年2月4日生)	昭和47年4月 当行入行 平成15年6月 同 取締役総合企画部統合準備室長 平成17年6月 同 常務取締役 平成19年6月 同 専務取締役（代表取締役） 平成22年6月 同 取締役副頭取（代表取締役） 平成23年5月 同 取締役副頭取（代表取締役） 北九州・山口代表、営業企画部・営業推進 部・ローン業務部・リテール営業部・グル ープ統括部担当 現在に至る	29,730株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行の 株式の数
6	浦山 茂 (昭和28年4月25日生)	昭和52年4月 当行入行 平成17年10月 同 執行役員審査本部副本部長 平成19年5月 同 執行役員審査部長 平成19年6月 同 取締役 平成20年6月 同 常務取締役 平成23年6月 同 取締役専務執行役員 審査統括部・審査部・法人ソリューション部担当 現在に至る	5,000株
7	高田 聖大 (昭和29年1月5日生)	昭和53年4月 当行入行 平成18年6月 同 執行役員秘書部長 平成19年6月 同 取締役秘書部長 平成21年5月 同 取締役 平成22年6月 同 常務取締役 平成23年6月 同 取締役常務執行役員 広報文化部・秘書部・人事部担当 現在に至る	18,354株
8	川本 惣一 (昭和32年9月19日生)	昭和55年4月 株式会社福岡相互銀行（福岡シティ銀行） 入行 平成16年10月 合併により当行執行役員本店営業部 副営業部長兼福岡支店副支店長 平成17年2月 同 執行役員営業本部副本部長 平成19年5月 同 執行役員営業推進部長 平成20年5月 同 執行役員北九州地区本部副本部長 兼北九州営業部長兼小倉支店長 平成20年6月 同 取締役北九州地区本部副本部長 兼北九州営業部長兼小倉支店長 平成22年5月 同 取締役北九州総本部長 平成22年6月 同 常務取締役北九州総本部長 平成23年6月 同 取締役常務執行役員北九州総本部長 現在に至る	6,300株
9	岡村 定正 (昭和30年3月17日生)	昭和52年4月 当行入行 平成18年6月 同 執行役員営業本部副本部長 兼営業統括部長 平成19年5月 同 執行役員福岡地区本部副本部長 兼本店営業部長兼福岡支店長 平成19年6月 同 取締役福岡地区本部副本部長 兼本店営業部長兼福岡支店長 平成20年5月 同 取締役東京本部長兼東京支店長 平成22年6月 同 常務取締役東京本部長兼東京支店長 平成23年6月 同 取締役常務執行役員東京本部長 兼東京支店長 平成24年5月 同 取締役常務執行役員東京本部長 市場証券部・資金証券部・国際部担当 現在に至る	16,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行の 株式の数
10	いしだ やす ゆき 石田 保之 (昭和29年8月14日生)	昭和54年4月 当行入行 平成18年2月 同 経営管理部長 兼コンプライアンス統括室長 平成19年6月 同 執行役員経営管理部長 兼コンプライアンス統括室長 平成20年5月 同 執行役員総合企画部長 平成20年6月 同 取締役総合企画部長 平成23年5月 同 取締役九州地区本部長 平成23年6月 同 取締役常務執行役員九州地区本部長 事務統括部・IT戦略部担当 現在に至る	11,000株
11	いり え ひろ ゆき 入江 浩幸 (昭和32年11月11日生)	昭和56年4月 当行入行 平成17年2月 同 西新町支店長 平成19年5月 同 営業企画部長 平成20年6月 同 執行役員営業企画部長 平成21年10月 同 執行役員福岡地区本部副本部長 兼本店営業部長兼福岡支店長 平成22年6月 同 取締役福岡地区本部副本部長 兼本店営業部長兼福岡支店長 平成23年6月 同 取締役常務執行役員福岡地区本部 副本部長兼本店営業部長兼福岡支店長 現在に至る	9,000株
※ 12	きた ぎき みち はる 北崎 道治 (昭和30年1月13日生)	昭和54年4月 株式会社福岡相互銀行（福岡シティ銀行） 入行 平成16年10月 合併により当行審査業務部部长補佐 平成17年10月 同 審査業務部長 平成19年5月 同 審査統括部長 平成20年6月 同 執行役員審査統括部長 平成22年5月 同 執行役員審査統括部長兼審査部担当 平成22年6月 同 執行役員審査部担当 平成23年3月 同 執行役員審査部担当兼審査業務室長 平成23年6月 同 常務執行役員審査部担当 兼審査業務室長 平成24年5月 同 常務執行役員審査統括部担当 現在に至る	7,084株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行の 株式の数
13	ひなご やす みち 日名子 泰 通 (昭和19年4月7日生)	昭和43年4月 九州電力株式会社入社 平成15年7月 同 執行役員佐賀支店長 平成17年6月 同 取締役 平成19年6月 同 取締役常務執行役員 平成21年6月 同 代表取締役副社長 現在に至る 平成21年6月 当行取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 九州電力株式会社 代表取締役副社長	10,000株

- (注) 1. 取締役候補者 日名子泰通氏が、代表取締役副社長である九州電力株式会社と当行との間には通常の銀行取引があります。
その他の取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 日名子泰通氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由について
日名子泰通氏につきましては、九州電力株式会社の取締役を歴任され、同社代表取締役副社長としての要職経験、幅広い見識を当行の経営に活かしていただきたく社外取締役候補者とするものであります。
4. 日名子泰通氏が、代表取締役副社長である九州電力株式会社は、平成20年10月オール電化パンフレットの一部表示について公正取引委員会から排除命令を受け、コンプライアンス体制の見直し、パンフレット類の点検強化等の再発防止策を講じております。
また、九州電力株式会社においては、平成23年6月26日に開催された経済産業省主催の「放送フォーラムin佐賀県『しっかり聞きたい、玄海原発』～玄海原子力発電所 緊急安全対策 県民説明番組～」に際し、九州電力株式会社の社員が社内及び協力会社等に対して、インターネットによる原子力発電所の発電再開に賛成する意見投稿を要請した事態が発生しましたが、再発防止・信頼回復のための取組などを取締役会等における審議を通じて策定を行いました。
5. 日名子泰通氏の社外取締役の在任期間は、本総会終了の時をもって3年間であります。
6. 社外取締役の職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任額の限度とする旨の責任限定契約を当行と日名子泰通氏との間で既に締結しております。
なお、本議案が原案どおり承認された場合には、同氏と同様の責任限定契約を継続する予定であります。
7. 日名子泰通氏につきましては、東京証券取引所、大阪証券取引所および福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
8. ※印は、新任候補者であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役小澤良一氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当行の 株式の数
※ みつとみ あきら 光 富 彰 (昭和28年10月14日生)	昭和51年4月 当行入行 平成16年6月 同 執行役員総合企画部長 平成19年6月 同 取締役総合企画部長 平成20年6月 同 常務取締役 平成22年6月 同 専務取締役 平成22年10月 同 専務取締役(代表取締役) 平成23年6月 同 取締役専務執行役員(代表取締役) 平成24年5月 同 取締役専務執行役員(代表取締役) 特命担当 現在に至る	12,000株

- (注) 1. 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任候補者であります。

以上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記の事項をご了承のうえ、行使くださいませうようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト (<http://www.e-kosi.jp>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話端末（スマートフォン等）を用いる場合を除き、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがつて議案に対する賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日の前日の平成24年6月27日（水曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行ってくださいませうようお願い申し上げます。
4. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主様のご負担となります。

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) インターネットにアクセスできること
 - (2) パソコンを用いて議決権行使をされる場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer ver.6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ※Microsoft および Internet Explorer は、米国 Microsoft Corporation の、米国、日本およびその他の国における登録商標または商標です。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます）につきましては、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部 IT総会ヘルプデスク
【専用ダイヤル】 ☎ 0120-707-743
受付時間：午前9時から午後9時まで（土曜・日曜・祝日も受付）

株主総会会場ご案内図

会場 西日本シティ銀行 本店別館 3階会議室
福岡市博多区博多駅前一丁目3番6号 (TEL092-476-1111)



交通のご案内

- ・ JR 博多駅博多口（地下鉄博多駅）から徒歩で約5分
- ・ 地下鉄祇園駅から徒歩で約5分
- ・ 西鉄バス「駅前1丁目」バス停下車すぐ

※株主総会にご出席の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。